

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 岡本博志

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（答申）

平成26年8月22日26観物第970号により諮問のあった、下記の事務に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められます。

記

事務の名称	インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務
所管課名	観光・物産振興課
事務の目的	インターネットホームページに通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報を掲載し、時間的・場所的な制約を超えて積極的に情報提供することにより、県民等の利便性の向上及び外国人観光客の誘致促進・地域経済の発展を図る。
識別される個人の類型	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条及び総合特別区域法（平成23年法律第81号）第43条に基づき福岡県知事に登録された通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士
提供する個人情報の種類	氏名、住所、連絡先（電話番号、メールアドレス）、自己PR、外国語の種類、登録年月日、代理人の氏名・住所（非居住者のみ）のうち、本人が同意した個人情報のみ
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
公益上の必要性	インターネットホームページに当該情報を積極的に掲載し情報提供することで、通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士を必要とする県民等が随時当該情報を入手できるようになり、利便性が向上するだけでなく、通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士がより一層活躍できるよう環境整備を図ることで外国人観光客の誘致促進・地域経済の発展に資するものである。
個人情報についての必要な保護措置	(1) ホームページによる個人情報の提供について本人の同意があり、かつ、提供する個人情報の範囲について本人が選択できること。なお、本人が未成年である場合は、本人及びその法定代理人の双方について同様の措置が講じられること。 (2) ホームページにおいて、通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報の登録等の操作を行うことのできる職員等が限定され、かつ、操作した職員等がID・パスワードにより特定できること。 (3) ホームページで提供されている個人情報について、本人又はその法定代理人から、継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、直ちに当該個人情報の提供を中止する措置が講じられること。 (4) 障害時における個人情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (5) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。